

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 採用試験

専門記述 行政学 【解答例】

問題

行政委員会及び審議会について説明せよ。

解答のポイント

平成 17 年度の特別区 I 類で同じテーマが出題されており、十分な準備の下に試験に臨むことのできた受験生も多かったであろう。行政委員会と審議会の違いとして、前者が国家行政組織法第 3 条に根拠を持ち執行性格の行政庁であるのに対し、後者が第 8 条に根拠を持ち諮問性格の行政機関であるということから来る両者の性格の違いを中心に書き進めていけばよい。両者ともに設置の目的に適っていないことが問題視されているので、それぞれの抱える問題点には必ず触れること。

解答例

行政委員会とは、一定の行政的規制をする権限を持ち、一般行政機関から一定程度独立した合議制の執行性格を持つ行政庁である。職権行使の独立性が保障され、規制を制定する準立法権や裁決等を行う準司法権等、実質的権限をもつことが多い。わが国では、国家行政組織法第 3 条等に基づいて各省等の外局として設置される国家公安委員会、公正取引委員会、原子力規制委員会等がある。地方自治体にも、教育委員会や選挙管理委員会等が設置されている。アメリカの独立規制委員会をモデルとして戦後わが国に導入され、行政の政治的中立性、横断的利害調整、高速かつ迅速な裁決、高度な専門知識の反映が必要とされるような行政分野に設置されている。

次に審議会とは、内閣や各省の大臣等の諮問に対して答申するため等に設置される合議制の行政機関である。わが国では、国家行政組織法第 8 条等に基づいて内閣や各省の下に設置され、厚生労働省の社会保障審議会や文部科学省の中央教育審議会等がある。また、地方自治体にも設置されている。設置の目的は、①行政機関の恣意的な行動を抑制し、②外部にいる識者の専門的意見を調達し、③社会の諸団体の利害を行政に反映させようとするにある。しかし、あくまで意見を聞くための機関であるため、その答申には原則として法的拘束力がない。

だがわが国では、両機関ともに形骸化し設置の目的を果たしていないと言われている。許認可事務を担うことを期待される行政委員会であるが、わが国では行政委員会の行政審決ではなく、一般各省の行政処分によって行われることがもっぱらである。また、事務局を運営する一般各省の官僚が委員会を支配し実質的権限を持つことも多く、行政委員会の独立性には疑問が持たれている。一方で、審議会も、委員の人选は一般各省の官僚が行っており、国会の同意も必要としないために政治的統制も難しく、各省庁の施策に対する「単なる権威づけ」と批判する意見もある。

(807 字)

直前期オプション講座「東京都Ⅰ類B対策セミナー」の予想問題が的中したので、復習していれば解けたはずである。また、専門記述対策レジュメ（政治系）P.181に掲載している特別区Ⅰ類の過去問とも同一の問題であるため、こちらをしっかりと学習していれば解けたはずである。